

21 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量
引 取 数 量 ①		850,960
課 税 対 象 と な ら な い 数 量 ②		87,162
差 引 (①-②) ③		763,798
欠 減 量 {	特 約 業 者 分 1/100	6,556
	元 売 業 者 分 0.3/100	324
	計 ④	6,880
	課 税 標 準 量 (③-④) ⑤	756,918
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分 {	特 約 業 者 又 は 元 売 業 者 に よ る 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	0
	販 売 業 者 に よ る 混 和 軽 油 等 の 販 売 量	3
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	552
	そ の 他	1,330
	小 計 ⑥	1,885
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量 {	
	特 約 業 者 又 は 元 売 業 者 に よ る 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	0
	販 売 業 者 に よ る 混 和 軽 油 等 の 販 売 量	0
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	0
	そ の 他	350
	小 計 ⑦	350
	課 税 標 準 量 (⑥-⑦) ⑧	1,535
合 計 ⑤+⑧		758,453
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者 {	1
	本 店 録 の 数	19
	事 務 所 等 の 数	1
	特 約 業 者 {	90
	本 店 録 の 数	206
	事 務 所 等 の 数	100
	計 {	91
	本 店 録 の 数	225
	仮 特 約 業 者 {	101
	本 事 務 店 所 等 の 数	1
		1

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」は、旧法第700条の3第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取に係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」は、旧法第700条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取に係る免税軽油の合計数量を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」は、旧法第700条の3第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油、旧法第700条の4の規定によりみなす課税された軽油並びに旧法第700条の16第4項の規定(旧法第700条の19第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の合計数量を記載した。
- 「特別徴収義務者数」は、平成21年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」欄には、本店(本社)が本県に所在するものについてのみ記載した。

○ 事務所別内訳

区 分		大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜
特別徴収 義務者数	{ 元 売 業 者 特 約 業 者 計	-	-	14	5	-
		10	16	94	28	11
		10	16	108	33	11
引 取 数 量		33,547,846	119,616,997	703,862,335	541,946,409	14,644,860
課税対象とならない数量及び欠減量		3,386,482	5,109,879	338,078,419	355,982,264	2,531,119
差 引 課 税 標 準 量		30,161,364	114,507,118	365,783,936	186,002,879	12,113,741
申 告 納 付 等		96,418	83,330	173,735	208,782	41,190
合 計 課 税 標 準 量		30,257,781	114,590,448	365,957,671	186,211,661	12,154,931
調 定 額		919,535	3,509,181	11,149,946	5,658,818	368,048

(特別徴収義務者は、平成21年2月末日現在。)